

異校種人事ネットワーク事業実施要項

5 教学特第 3 2 1 2 号

令和 6 年 3 月 6 日決定

1 目的

本事業は、異校種期限付異動により特別支援教育の専門性を持つ都立特別支援学校教員、及び都立特別支援学校において専門性を高めた都立・区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小中学校等」という。）教員が相互に連携し、配属された小中学校等及び各区市町村内においてその専門性を存分に発揮することにより、小中学校等の教員の専門性向上並びに区市町村における特別支援教育をより一層推進することを目的として実施する。

2 対象等

本事業の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 都立特別支援学校から小中学校等に期限付きで配属されている教員
- (2) 小中学校等から都立特別支援学校に期限付きで配属されている教員のうち 3 年目の教員及び 3 年間の期限付異動を終えて小中学校等に配属された 1 年目の教員
- (3) 都立特別支援学校においてセンター的機能の発揮を担当する特別支援教育コーディネーター

3 事業内容

- (1) 全体連絡会の実施
- (2) 上記 2 (1) に該当する教員の異動前に行う異動前教員連絡会の実施
- (3) 上記 2 (1) に該当する教員が構成するグループにおいて企画する自主研修の実施への支援
なお、グループ分けについては特別支援教育課長が別途決定する。
- (4) 上記 2 (1) に該当する教員が学校内又は地区内において実施する、特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の実施への支援

4 実施主体

東京都教育委員会

5 予算

- (1) 上記 3 の実施に係る普通旅費について、区市町村教育委員会は、教員の出張に要した経費を東京都教育委員会に申請することができる。
東京都教育委員会は、予算の範囲内で申請に基づき予算を配布する。
- (2) 上記 3 (3) (4) の研修実施に係る外部講師への報償費について、東京都教育委員会は、提出された実施計画書及び実施報告書を審査の上、適切であると認める場合は予算の範囲内で支出する。

6 手続き

本事業に係る手続きは以下のとおりとする。

(1) 上記 5 (1) に規定する普通旅費の予算配布

申請者	申請様式	申請期日
区市町村教育委員会	様式 1	毎月 15 日 (3 月 15 日を最終とする)

(2) 上記 5 (2) に規定する研修の実施に係る手続き

申請者	申請・報告 様式	申請期日	特別支援教育課の業務
【自主研修】3 (3) 関係 地区グループの代表者が 勤務する小中学校等	様式 2 - 1 (申請書)	講師との調整後、研修実 施の 1 か月前まで	(1) 講師依頼 (2) 区市町村教育委員会 及び区市町村立小中学 校長宛て出張依頼
【校内研修】3 (4) 関係 センター校として支援す る都立特別支援学校	様式 2 - 2 (報告書)	研修実施後 1 週間以内	(1) 報償費支出

(3) 申請先

教育庁都立学校教育部特別支援教育課区市町村特別支援教育担当

7 服務上の取り扱い

本事業に係る全体連絡会及び勤務校外での研修に参加するための服務は「出張」とする。

なお、小中学校等の教員が 3 (3) に規定する自主研修のために出張する際は、特別支援教育課から各区市町村教育委員会に出張依頼を発出する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。